

宝塚市郵便入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郵便入札案件の入札手続きに関し、宝塚市契約規則（平成22年宝塚市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の実施)

第2条 市長は、競争入札を実施するにあたり、適当と認めて指定したものについて、郵便入札により実施できるものとする。

(入札の公告及び指名の通知)

第3条 市長は、郵便入札により入札を実施しようとするときは、一般競争入札の場合は規則第4条第1項に定める公告、指名競争入札の場合は規則第17条第2項に定める通知（以下「公告等」という。）に、当該規定に基づく事項のほか、次に掲げる事項を併せて掲載するものとする。

- (1) 入札書、内訳書その他当該入札の公告等で提出を指示する書類（以下「入札書」という。）の提出方法
- (2) 入札書の到達期限（以下「到達期限」という。）と開札日時
- (3) 入札書の送付先（以下「送付先」という。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(郵便入札に係る費用の負担)

第4条 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、郵便入札の入札参加者（以下「入札参加者」という。）の負担とする。

(入札書の郵送方法)

第5条 入札参加者は、案件ごとに入札書を作成の上封書にして、配達日指定郵便又は配達時間帯指定郵便により、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法で、到達期限までに送付先へ到達するように送付しなければならない。

- 2 前項の規定により入札書を送付する場合は、所定の事項をすべて記入し、使用印を押印したうえで、送付用封筒に入札書在中の旨、案件名、入札参加者の名称、及び到達期限等の必要事項を記載するものとする。

(入札書の保管等)

第6条 契約担当課長は、前条の規定により入札書が到達したときは、これを開封せず開札

日時まで契約担当課において厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書は、書換え、差換え又は撤回をすることができない。

3 入札参加者は、入札書到達後においても、開札日時までは入札の参加を辞退することができる。この場合において、入札の参加を辞退しようとする者は、次条に定めるとおり辞退届を提出しなければならない。

(郵便入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、開札日時までに入札辞退届を書面により提出しなければならない。

(開札の立会い)

第8条 市長は、郵便入札を行う場合において、当該入札事務に関係のない市の職員を1名以上立ち会わせるものとする。

(開札)

第9条 開札は公開とし、公告等で示した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、落札となるべき価格の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

(再度入札)

第10条 初度の入札において落札者がいないときは、再度入札を行うことができるものとする。この場合においては、再度入札を行う旨、初度の入札の最低入札価格、及び再度入札の到達期限を直ちに入札参加者に伝えるものとする。

2 再度入札は、1回限りこれを行うものとする。なお、再度入札は、契約担当課が指定する場所及び日時に行うものとする。

(入札結果の通知)

第11条 市長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに入札参加者に入札結果を通知するものとする。

(郵便入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 持参、宅配便等で契約担当課に直接提出されるなど、第5条第1項に定める郵送方法によらない入札（ただし、再度入札はこの限りではない。）

- (3) 入札書が公告等で指定する到達期限までに送付先に到達しない入札
- (4) 同一入札について、2 通以上の入札書を郵送した入札
- (5) 入札書その他必要とされた書類が同封されていない入札
- (6) 1 枚の封筒の中に、複数の案件の入札書が同封された入札
- (7) 封筒に記載の案件名又は差出人と同封された入札書に記載の案件名又は入札者が相違する入札
- (8) 入札書に入札金額、入札者の氏名若しくは押印のない入札又はこれらが鮮明でない入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- (11) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(入札の延期等)

第 1 3 条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故、不正な行為又は災害その他必要があると認めたときは、入札の延期又は中止をすることができる。

(異議の申し立て)

第 1 4 条 入札参加者は、開札後、本要綱、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書が送付先に到達しなかった場合についても同様とする。

(その他)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。